

電力・ガス取引監視等委員会 第6回火力電源入札専門会合

議事録

1. 日時：令和元年9月2日（月） 14：00～14：20

2. 場所：経済産業省別館1階 103 - 105共用会議室

3. 出席者

（委員・専門委員、オブザーバー）

細田座長、北本委員、圓尾委員、大山委員、梶川委員、新川委員、松村委員

下村オブザーバー 資源エネルギー庁 電力産業・市場室長

（事務局）

佐藤事務局長、恒藤総務課長、遠藤取引監視課長、栗島取引監視課課長補佐

4. 議題

火力電源入札制度の在り方について

5. 議事本文

○遠藤取引監視課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第6回火力電源入札専門会合を開催させていただきます。

なお、7月の人事異動で、事務局長の佐藤と、それから私、取引監視課長が遠藤にかわっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

なお、本日は、小山委員はご都合により欠席されております。また、新川委員は、少しおくれたのご出席と伺っております。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。以降の議事進行は細田座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○細田座長

それでは、早速議事に入りたいと思います。お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、前回会合——大分前回から間があきましたけれども、前回会合に引き続きまして、火力電源入札制度の在り方についてご議論をお願いしたいと思います。

前回の会合におきましては、提案されています新たな制度についての評価について、幾つかご意見がございました。特に料金査定の対象とするケースにつきまして、1社応札となった場合を対象とするということにつきましてはご異論はなかったというふうに承知しております。加えて、他社1社入札となった場合についても、自社1社入札の場合と同様に査定対象とする必要があるのではないかというご意見もあったわけでございます。本日は、この入札制度の在り方と、他社1社応札の取り扱いを中心に、今後の入札制度の在り方についてご議論をお願いしたいと思います。

まずは、事務局より資料のご説明をお願いいたします。

○遠藤取引監視課長

それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

資料3をごらんいただければと思います。

まずは2ページ目でございますけれども、今後の火力電源入札の在り方についてということでございます。

そちらに記載のように、近年、小売市場における競争が進展するとともに、卸市場を取り巻く状況にも変化が生じているということでございます。こうした環境変化に伴い、火力電源入札制度の有無によらず、旧一般電気事業者が競争力低下に直結する非効率な電源投資を行う蓋然性は低下していると考えられます。

このため、前回のご議論も踏まえまして、火力電源の調達に際し、入札を実施するかどうかについては事業者の判断に委ねることとしてはどうかと考えてございます。

また、料金査定時には、本趣旨に沿った入札結果について、その落札結果を適正な原価とみなしてはどうか。ただし、1社応札の取り扱いについては留意する必要があると考えてございます。

続きまして、4ページ目をみていただければと思います。

1社応札につきまして、前回のご議論をそこに記載させていただいておりますけれども、

前回の議論においては、1社応札の取り扱いについて、自社1社応札について料金査定の対象とすることに異論はみられませんでした。他社1社応札の取り扱いについては、例えば「あうんの呼吸」とか「たまたまではなく特殊な事情で1社応札となったことがあり得る」といったような事情で他社1社応札になった可能性もあり、入札を経たことのみをもって適正原価とみなすことには懸念があるというようなご意見がございました。

他方、他社1社応札であることのみをもって査定対象とすることは、入札自体を回避する行動につながる。それから、電源調達の透明性が低下するおそれがあるということから、特段の事情がある場合を除いては、他社1社入札となったとしても、入札を行ったという事実自体を重くみる必要があるとのご意見がございました。

続きまして、6ページ目でございますけれども、以上を踏まえまして、1社応札の取り扱いについて、他社1社応札の取り扱いについては、そのことだけをもって料金査定の対象とするのではなく、入札結果等からみて、入札手続において操作や不正等が行われた疑いが認められる場合に、落札価格の適正性について査定することとしてはどうかと。

上記を踏まえまして、自社1社応札となった場合については、他社応札があった場合に想定される価格等を参考にしつつ査定することとし、他社1社応札については原則原価として認める。ただし、例えば、電源の非公表の上限価格と応札価格が不自然に一致する場合や、入札実施者と落札者との間における取引関係が入札結果に影響を与えるおそれがある場合など、入札手続に関して操作や不正等が疑われる特段の事情がある場合には、過去の調達実績等を参考にしつつ個別に査定することとしてはどうかと考えてございます。

自社1社応札の場合には、入札結果だけをもって適正原価として認めないことについて、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領にも所要の改正を行ってはどうかということでございます。

最後、まとめ、7ページ目でございますけれども、今申しました検討結果を踏まえた、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」及び「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領」の改訂案は、おつけしました資料4及び資料5のとおりでございます。

今回の指針の改訂のポイントはそちらに記載のとおりでございますけれども、1点目としましては、今後の火力電源入札の在り方について、小売市場に多くの新電力が参入し、そのシェアは年々増加しており、また、卸売分野においても競争が拡大しているという事情の変化を鑑みて、みなし小売電気事業者による今後の火力電源調達については、事業者みずからの判断において適切な方法により調達することとしつつ、事業者における適切な

調達を促進する観点から、効率的かつ透明性の高い調達方法である本指針は引き続き維持することとし、本指針に基づく調達については、経過措置料金の審査において一定の配慮を行う。

入札を行った場合の結果の取り扱いでございますけれども、電気料金算定に当たっては、他の事業者による応札があった場合のみ、料金認可プロセスにおいて、その落札価格を適正な原価とみなしてはどうか。なお、操作や不正等が行われたと疑われる相当な事情がある場合には適正な原価とみなされるものではなく、料金査定の対象となり得ることは当然でございます。また、自社1社応札のみとなった場合については、他社応札があった場合に想定される価格等を参考にしつつ査定するというところでございます。

今申し上げましたスキームが最後の8ページ目の参考のところに書いてございますけれども、「入札を実施」「入札を実施せず」ということで、それぞれ「自社1社応札」「他社応札」、それから、他社応札について、原価として認めますけれども、その「※」に書いてございますけれども、操作や不正等が行われる特段の事情がある場合には、過去の調達実績等を参考にしつつ個別に査定すると、このような取り扱いにしたいと考えております。

そのほか、時勢の関係とか、みやすくするような多少の修正を行っております。

以上でございます。

○細田座長

どうも説明をありがとうございました。

それでは、火力電源入札制度の在り方につきまして、ご自由にご発言をいただきたいと思っております。なお、いつものとおり、ご発言をされる方はお手元の名札を立てていただくようお願いいたします。また、関連する発言をご希望される場合は、手を挙げて合図をいただければというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

いかがでございましょう。前回の議論では、他社1社入札のときに若干懸念があるというご意見もございましたので、そのところを少し修正といいますか、そういう形にした案になっております。そういうことで、ある程度ご懸念は少なくなったのかなというふうに評価できるのではないかと思いますけれども、その点について特にいかがでございましょうか。

○圓尾委員

他社1社応札のときに、無条件にどちらかという形で割り振るのではなくて、この6ページにあるように、その結果をみて何かしらの不正や操作が疑われるという場合にはちゃんと精査しましょうということが書いてあるので、まあ、これであれば、何かしらのときは対応するというものですから、前回よりは割と対処をしやすいクリアな形になったかなと思っております。これで結構ではないかと思います。

○細田座長

どうもありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでございますでしょうか。

○新川委員

基本にご提案いただいたもので結構だと思います。

1点確認したかったのが、特段の事情があるかどうかの認定・判断をするのは、ここの、入札した後のこの委員会、こちらの委員会が行って、その結果をベースに調達——料金査定の方の委員会では、再度、別にそっちでは検討しないで、こっちで行うということですか。

○遠藤取引監視課長

今、他社1社応札の場合のということでございますよね。お手元の資料4でございますけれども、一番最後の19ページのところをごらんいただければと思います。

18ページからということでございますけれども、今新川委員からご発言ございましたように、特段の事情については、この入札実施のフローの中で19ページのところに書いてございますけれども、一旦この指針に沿った入札が行われて、落札候補者が決定された後に、再度、中立的機関——こちらの会合で、一番最後に追記した「入札手続きに関して操作等が疑われる事情がないか」をここで確認するというので、その後、その方が落札者になるかどうか、その原価として認められるものかどうかというのをここでチェックしていくということでございます。

○細田座長

以上のような事務局からの説明も踏まえまして、この案についていかがでございましょうか。特に異論がないということであれば、この制度につきましては、事務局提示の入札ガイドラインの改訂案につきましてガス取引監視等委員会へ報告すると、こういうふうにしたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、所定の手続を今後よろしくお願いいたします。

事務局のほうから何かほかにございますでしょうか。

○遠藤取引監視課長

本日、細田座長を初め、各委員の皆様、お忙しい中、ご審議いただきましてありがとうございました。今ご了解いただきました改正案を本委員会のほうに報告させていただきます。

○細田座長

それでは、これをもちまして第6回火力電源入札専門会合を終わりにしたいと思います。

本日はお暑い中、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。